

第39回2・11思想と信教の自由を守る静岡県西部集会

☆日 時 2019年2月11日(月)午後2時

午後1時半開場 午後2時開会～午後4時頃閉会予定

☆会 場 浜松市地域情報センター（中央町1丁目12-7）

☆講 演 「歴史の進歩に逆行する道徳の教科化」
一個人の自由を守り抜くことの意味一

☆講 師 鶴田敦子 氏

（子どもと教科書全国ネット21代表委員、元聖心女子大学教員）

講師からみなさんへ

戦前、人々は天皇を頂点とする国家に絶対的に服従する「臣民」でした。戦後はそれを否定し、憲法は、基本的人権を有する「個人」であると明記しました。ところがそれを好ましく思わない人達などが、運動をすすめ制定させたのが、「建国記念日」（1966）です。それから50数年経た今、憲法の第13条「すべて国民は、個人として尊重される」は、自民党の憲法「改正」草案では「……ひととして尊重される」となっています。「個人」から「ひと」への変更は、思想・信条・信教・集会・結社・表現等々の自由を基本的人権として遵守するかどうかに関わる重大な事柄です。2018年度を皮切りに学校で始まった教科「道徳」は、修身とほぼ重なる国家道徳を、評価という装置も用いて子ども達へ刷り込む危険性は十分です。これは、今、家庭教育支援という形でおとなにもむけられています。学校教育で始まりつつある問題を、市民として享受できる学習会になることを願っています。

第39回 思想と信教の自由を守る静岡県西部集会実行委員会

この集会は、静岡県西部約20団体の共催によるものです。

（連絡先 日本基督教団遠州教会 石井佑二 453-4590）